

「いしかわの酒による乾杯を推進する条例」(案)  
 に対するパブリックコメントの結果について

- 1 募集期間 平成26年1月22日(水)～2月4日(火)  
 2 寄せられた意見 14件

整理 番号	意見の内容(概要)	左記に対する考え方
1 条例の目的		
1	条例化することで効果があるとは思えない、条例化の効果はどのように検証するのか。	県民から選挙で選ばれた議員で組織される議会において「いしかわの酒による乾杯を推進する条例」が成立すること、いわゆる条例化についてはその効果として、条例の公布によって条例の目的が県民に周知されること、また、条例の定める「いしかわの酒」の普及促進に関する取組の予算の確保や拡充に法的根拠を与え、事業や施策が継続的に実施される可能性があることなどが挙げられ、条例化せず事業のみを実施する場合と比べ、いずれの効果もこの取組をより大きく後押しするものになります。また、予算化された事業や施策の実施状況についても、今後の議会活動により、条例の目的に照らした検証が行えます。
2	県の施策として行っていけばいいものを、あえて条例化する意義があるのか。	
3	さまざまな課題があるなかで、あえて乾杯について条例化する意義は何か、優先順位がおかしい、他の商品も順次条例化するのか、しないなら酒を優遇する理由は何か。	北陸新幹線金沢開業により、人と人との交流が増えるものと期待され、地域の魅力づくりも求められています。乾杯は人と人との交流にふさわしく、石川の地での交流には、それぞれの地域の魅力ある「いしかわの酒」で、まずは乾杯してほしいと願い、今回条例化するものです。なお、「いしかわの酒」の普及促進に関する取組は、様々な課題への取組の中の一つと考えています。
4	酒の振興には、他県・他国でも飲まれるほど品質向上や、品種の多様化を目指すべきであり、一時しのぎの、県民の消費拡大は、課題から目をそらしているのではないか。	石川の地には、それぞれの地域で魅力ある「いしかわの酒」があることに、県民が改めて認識し、誇りを持つことは、本県の産業の発展にとって有益であると考えます。
5	事業者の努力による品質向上等で振興するべき、この条例は自由な競争による市場を歪めるものではないか。	自由な市場競争を制限する制約は含まれておりません。

整理 番号	意見の内容（概要）	左記に対する考え方
6	罰則がないとはいえ、優遇措置を条例化するという目的は自由貿易からの県物産の保護なのか。	自由貿易を阻害する規制は含まれておりません。
7	いしかわの酒の普及促進とは、本来なら、事業者や業界が行うべき販売促進活動の一部を県が担うのではないか。	産業振興は行政の役割の一つであり、この観点から県では、様々な業界の取組を支援しています。
8	アルコール依存症、飲酒運転、未成年の飲酒が問題視される中、なぜアルコールの促進を行うのか。	まずは「いしかわの酒」による乾杯をお願いしているものであり、過剰な習慣飲酒や酩酊に至る飲酒、未成年や妊産婦、車の運転など飲んではいけない条件下での飲酒などの、いわゆる不適切な飲酒を進めるものではありません。
9	すべて他国の原材料を使用して県内で生産された酒、及び他国で生産された、一部に県内産原材料を使用した酒は「いしかわの酒」ということでよいか。	「いしかわの酒」であると考えています。
2 条例の内容（1）県の役割		
10	県は具体的に何を行うのか。	条例案には、県の具体的な事業を定めていませんが、県は「いしかわの酒」の普及促進に関する取組を行います。
2 条例の内容（2）事業者の役割		
11	事業者は具体的に何をすればよいのか。	事業者は、県及び他の事業者と相互に協力するように努めるものとされています。県とともに事業者が多様な取組を企画立案し、実施するとともに互いに協力することを期待します。

整理 番号	意見の内容（概要）	左記に対する考え方
2 条例の内容（3）県民の協力		
12	県民は具体的に何を行えばよいのか。	県や事業者が行う多様な取組にご協力 いただきたいと思います。
13	なぜ「県民の協力」まで規定したのか。	条例案の目的を達成する上で、県や事 業者の取組に対して県民の協力が重要で あると考えています。
2 条例の内容（4）配慮事項		
14	「尊重する」ではなく「尊重するよう に配慮する」としているのは、配慮さえ すれば実質尊重されなくてもよいとい うことか。	尊重することに気を配るという意で す。